

2024年消費者庁公表資料を踏まえた 対象者別 内部通報制度の 定着・運用・改善の実務

第1章

一般従業員は自衛のために制度の確認を
公益通報者保護法と
内部通報制度の「学び直し」

第2章

公益通報対応業務従事者の地道な努力が必須
内部通報対応業務の
要注意点の「洗い出し」

第3章

マネジメント層こそ重要性を認識すべき
消費者庁提言を踏まえた
内部通報制度の「振り返り」

三浦法律事務所 弁護士 坂尾 佑平

昨今、さまざまな企業不祥事が取りざたされているが、そのなかには内部通報がきっかけで発覚したケースも散見されており、不祥事発見に役立つ内部通報制度の重要性は一層高まっている。一方、消費者庁が2月に公表した、内部通報制度に関する意識調査のアンケート結果から、いまだに内部通報そのものの認知度や理解度が低いことが明らかとなった。本特集ではそのギャップを解消するべく、一般従業員・公益通報対応業務従事者・マネジメント層と対象者別に押さえておきたい内部通報制度実務について解説いただいた。内部通報制度をより効果的に活用するための参考にしていただければ幸いである。